

東洋史研究

第十四卷第一・二合刊號 昭和三十年六月發行

屯田と代田

大 島 利 一

は し が き

西曆前二世紀、ようやく充實したった漢帝國の國威は、英主武帝の積極的な對外策の下に、四方に延びるに至った。ことに黃河上流の西方、いわゆる河西の地(甘肅)においては、宿敵匈奴との間に激烈な鬭争が開始された。この時、甘肅から西域地方へかけて、その延びた國威を維持するために、屯田という方法が行われた。屯田とは、邊境の守備隊が戰鬭のかたわら、その地を耕し、食糧の一部を自給する方法である。この軍隊による屯田政策は、武帝時代において開始されたが、これは匈奴を制壓し、西域貿易路を開拓するという當時の國策にとつて非常に重要な役割りをはたした。屯田の行われるところは、いうまでもなく有力な前進基地となつたからである。のみならず、それは、當時水災などによる難民の救済策としての役割りもはたす、一石二鳥の政策でもあつた。しかし、それが實際に如何に行われたかといふことは、傳世の文献資料からは、ほとんど何もわからない。ここに今世紀以來數次の探險によつて、敦煌・居延などにおいて發見された漢代の木簡が、それを知る絶好の資料として注目される理由がある。

ことに居延においては、武帝の太初三年（前一〇二年）に強弩都尉路博德によって、匈奴の南侵を防ぐために築城されたが、それ以来、屯田が行われ、漢書食貨志には、武帝の末年、趙過によって唱導された代田法が、この地においても試行されたことが記るされている。あたかもよし、居延漢簡には「代田倉」の名も現れているのである。そこで私は、この武帝時代におこなわれた屯田と代田について、漢簡を資料として述べてみようと思う。それには、まず初めに屯田成立の事情を歴史的に考えてみなければならぬ。

一 屯田について

軍隊による屯田は武帝時代にはじまる、と私は考えるが、しかしそれ以前にも、軍事との関係において、民衆を邊境地帯に送り、定住せしめるということは行われた。いわゆる移民實邊策である。このような方式は、清水泰次博士によれば、やはり屯田で、民屯とよばれるべきものであり、これは遠く周代にはじまるという⁹⁾。しかしこの民屯については、漢の世に至り、文帝の時、鼂錯の屯田の計が上奏されるまでのものは、それがはたして農耕を生業としたものかどうか、あまりはつきりしたことはわからない。そこでまず彼の上奏の概要を漢書卷四九、鼂錯傳によって述べよう。

ちかごろ胡人（匈奴）が、燕・代・上郡・北地・隴西方面の塞下に侵入の氣配を示しているため、邊地の民心はすこぶる不安であります。陛下には幸いに邊境を憂いさせられ、將吏を遣わし、卒を發して塞を治めしめたまうは大恵に存じます。しかしながら、邊境の守備隊には遠方のものが多く、かれらは守塞一年で交替するため、匈奴の能力を知らず、これを防ぐ方法も十分ではありません。従つて、ここに永住するものを選んで、家室田作せしめて、匈奴に備えしめる方がよいと存じます。それには要害の地、交通の便利な所に、城邑を築き、千家以上を住まわせます。かれらにはまず家屋をつくり、田器を具えさせます。それには、罪人や赦免されたものを募つて、ここに住まわせます。それでも不足の時は、奴婢提供者を募ります。更に不足の時には、高爵の賜與や、徭役免除を條件として、民の希望者を募ります。

かれらには、冬と夏の衣食を給與し、自給しうるようになるまでつづけます。また夫や妻を亡くしたもののには、縣官が買ひ與えます。

この蠲錯の上奏はまことに立派な堂々たる議論で、この大要は實はその一部にすぎないから、詳しくは原文を見ていただきたいが、この上奏につづけて「上、その言に従い、民を募つて塞下にうつす」とあり、さらにつづけて「錯またいう、陛下幸いに民を募り、相移して塞下をみたさしめたまう。屯戍の事をしますます省き、輸送の費をしますます少なからしめたまうは、はなはだ大恵なり」とあるから、錯の方策は實施されたものと思われる。通鑑によれば、これは文帝十一年(前一六九年)のことで、この上奏文の前置きに「匈奴、狄道に寇す」とあるから、この時の屯田は専ら狄道のことを言っているのかも知れない。狄道とは隴西郡の一縣である。³⁾しかし通鑑には前の文につづけて「時に匈奴しばしば邊患をなす」ともあるから、錯の上奏文中に見える燕・代・上郡・北地・隴西の諸郡が、當時の漢の邊郡、つまりは前線基地であつたわけで、これらをつなぐ線に沿つて移民實邊が行われたと見る方がよいのではないかと思う。⁴⁾

それはともかくとして、漢書文帝紀には、これに關連した記事が全く見えないのは、どうしたわけであらうか。また史記の平準書には、文帝時代の邊防についてはたゞ「匈奴しばしば北邊に侵盜す。屯戍する者多し。邊粟、當に食すべき者を給し、やしなうに足らず。ここにおいて民を募りて、能く輸し、及び粟を邊に轉ずる者は爵を拜す。爵、大庶長に至るを得」とあるのみであるから、錯の上奏通りに、輸送の費をしますます少なからしめたかどうかには疑問があると思う。

次の景帝時代には、元年(前一五六)に、饑饉の難民對策として、民の寛大の地への移住を許すやうにという詔が出されてゐる。⁵⁾寛大の地がどこを指すかもわからないが、これに邊防との關係は認めがたい。

以上のことから見ると、文帝の時の民屯は蠲錯傳に述べられてゐるやうに成功したかどうか疑問がもたれるが、彼のまことに立派な方策は武帝時代に至つて、その積極的な對匈奴策と相俟つて、成功するに至るのである。

さて、武帝の時には、西北方面へも漢の勢力がのびた。漢書武帝紀によれば、元朔二年(前一二七年)には、將軍衛

青らの出撃により、首虜數千級の得、河南の地（オルドス）を收め、朔方・五原の二郡を置いた。元狩二年（前一二二年）秋には、匈奴の昆邪王が休屠王を殺して、その衆四萬餘人を率いて來降しており、その翌、元狩三年には、隴西・北地・上郡の戍卒の半ばを減じている。また、この年には山東に水災があつて、民衆は饑えに苦しんでいた。平準書を見ると、

その明年（元狩三年）、山東は水災を被り、民多く飢乏す。ここにおいて、天子は使者を遣わし、郡國の穀倉を虚うして、もつて貧民をにぎわす。なお足らず。また豪富の人を募りて、貸さしむ。なお救う能わす。すなわち貧民を關以西に移し、及び朔方以南、新秦中を充すこと、七十餘萬口。衣食はみな給を縣官に仰ぐ。數歲にして産業を貸しあたる。使者、部を分ちて、これを護り、（車馬の）冠蓋相望む。その費は億をもつて計り、數うるにたうべからず。ここにおいて縣官大いに空し。云々。

とある。以上の諸事實の間に密接な關係のあることは、漢書匈奴傳に、昆邪王の來降につづけて、「隴西・北地・河西は、ますます胡の寇^{あだ}少し。關東の貧民を移して、奪うところの匈奴の河南の地、新秦中（オルドス）に居らしめて、もつてこれを見たし、北地以西の戍卒の半ばを減す」とあることから明らかであろう。⁶⁾この時の移民は、難民對策として行われたものだが、その結果、軍事的役割をも果たしたわけである。

こういう移民が、現地へ着いたとき、何をして生計を立てようとしたか、牧畜か農業か、そのいずれであろうか。「數歲にして産業を貸しあたる」とは、さきの蠶錯の上奏のように田器を具えしめたのであろうか。漢代において「産業」の語は農業・手工業などを含めた廣い意義をもつていたようであるし、オルドスの地方が農業の適地とは考えられないことなどを思うと、農耕よりも牧畜用の牛馬か羊などを貸し與えたのではないかと考えられる。ところが、平準書には、この文の preceding に、渾邪王の來降につづけて、各地に灌漑工事を起したことを擧げた中に、「朔方にも亦た渠を穿つ。作者數萬人。各二三年を歴て、功未だ就^ならず。費もまた各巨萬十數なり」とある。このことはオルドス地方への移民に農業をさせようとしたことの何よりの明證ではあるまいか。従つて、この時、オルドスが農業の不適地であるにも拘らず、ここに大規模

な渠を穿ち、七十萬の民衆を送って農耕をさせようとしたものと考えなければならぬ。すなわち鼂錯のプランをこゝにも實行しようとしたのである。その結果は、戍卒の半ばを減じたというから、これら移民の定住化には成功したのかも知れないが、産業の方は失敗したようである。平準書によると、その後七年ほどして、元鼎五年(前一二二年)に、天子が新秦中に巡行した際、千里に亭塞なく荒廢していたので、北地郡の太守以下を誅し、民には官より母馬を貸し、三年後に十分の一の利息、すなわち母馬十頭につき駒一頭をつけて返させることとした、とあるから、邊境の農業はなお困難であったことがわかる。なお、これは、その後に移民の行われた河西地方においても事情はほぼ同様であった。漢書地理志下の二の後文に、河西四郡の住民について「その民は、あるいは關東の下貧をもつてし、あるいは報怨の當を過ぎしもの、あるいは亂逆にして道を失いしもの家屬、ここに移りしものなり。習俗すこぶる殊なる。地は廣く民は稀れに、水草は畜牧によろし。故に涼州の畜は天下の饒なり」と述べている。この記事は、また、當時の移民が、難民對策であると共に、ならずものなどを流刑的に、この地廣人稀の地に移住せしめたことを示している。こういう人々が、この寒冷荒蕪の地に移って、直ちに農耕することは、おそらく不可能である。そこで畜牧が主として行われたものであろう。もし當時の邊境移民の生活が、このような状態にあったとすれば、鼂錯の上奏にもかゝらず、これを「屯田」と呼びうるかどうか、疑問であろう。漢代、邊境の屯田は、やはり、軍隊の組織力によらなければ成功しなかったものと思う。ところが、これから間もなく前線駐屯軍による田作、すなわち屯田が行われたのである。

漢書卷九四上、匈奴傳によると、元狩四年(前一一九年)の大將軍衛青・票騎將軍霍去病の出撃によって「匈奴は遠く遁れて、漠南には王庭なし。漢は河を渡りて、朔方より以西、令居に至るまで、往々渠を通じ、田官・吏卒五六萬人を置き、次第に蠶食し、地は匈奴に接して、もつて北す」とある。令居は、今日の甘肅省永登縣(舊平番縣)附近で、河西廻廊地帯における東部の要衝であるが、河西の地に漢の勢力が及んだのは、元鼎二年(前一一五年)以後のことであつて、この時、令居を中心とする河西郡がおかれたのである。平準書においては、元鼎五年(前一二二年)のころ「數萬人が河を渡りて令

居に築く」とあるのが、これに當る。すなわち、令居の地において、戰國以來發達した灌漑技術を動員して「渠を通じ、田官や吏卒五六萬を駐屯せしめ、城塞を築き、屯戍田作に従事せしめたのであらう。これが文獻に現れた漢代屯田の開始であり、その時期は、元鼎二年以後、五年ごろのことと考えられる。このような軍隊による開墾を含む基地の建設という構想が、どういふふうにして出てきたかはわからない。しかし文帝の時、すでに鼂錯の屯田の計が出ており、それは民衆によるものの如くであるが、邊地の開墾は民衆の力では無理なことがオルドスの經驗からも明かにされたので、これを軍隊の組織された勞働力によって行うという方式が生れたものであらう。また文帝時代以來の惱みでもあり、武帝時代ますます困難となってきた軍事費の輕減という問題が、その根底にあったことは、いうまでもない。¹⁰⁾匈奴傳によると、その後、元鼎六年(前一一一年)ごろ、趙破奴が萬餘騎を率いて令居を出發して數千里遠征し、匈奴河に至って引返したが、その間に匈奴一人をも見なかったというから、令居が當時、前進基地として成功していたことがわかるのである。

この元鼎二年から五年ごろにおける令居の屯田の成功を基として、元鼎六年ごろ、さらに大屯田計畫が立てられた。平準書に、先きの「數萬人、河を渡りて令居に築く」の文につづけて、「初めて張掖・酒泉郡を置く。而して上郡・朔方・西河・河西の開田の官、斥塞の卒六十萬人、戍して之に田す。中國、道を繕いて糧を送ること、遠きは三千、近きは千餘里、みな給を大農に仰ぐ」とあるのがそれである。これはまた漢書武帝紀の元鼎六年(前一一一年)に、「すなわち武威、酒泉の地を分ちて、張掖・敦煌郡を置き、民を移してこれをみたす」とあるのに當る。河西四郡の建置については、漢書自身の中にすでに矛盾した記事があるため、明かにしたい問題であるが、日比野氏の研究によると、元鼎六年に設けられたのは酒泉郡のみで、武威・張掖・敦煌三郡の設置はこれより後のことであるという。¹¹⁾先きの令居屯田の際に吏卒五六萬であったものが、この時一躍六十萬人になったというのは、疑いなきを得ないが、平準書にはこれにつづけて、その裝備に苦心したことをつづさに述べているところを見ると事實かも知れない。またこの時の開田の官や斥塞の卒が上郡・朔方・西河・河西の各郡から來たというから、これらの地においてすでに屯田が行われていたのかも知れない。もしそうだ

とすると、龜錯の屯田の計の上奏以來、移民實邊策には官の指導はもちろん、軍も協力していたことも考えられる。この點は、なお不確かであるが、そういう傾向の中から、元鼎六年の軍中心の屯田が強力に實施されたこと、考えておきたい。それはともかく、この酒泉郡に於ける、屯田による一大基地の建設が、劃期的な大事業であったことには間違いない。こういう軍隊の強力な組織力によって築城と通渠という大規模の土木工事がはじめになされなければ、邊地の開拓は、困難だったにちがいないのである。

その後、太初元年(前一〇四年)の貳師將軍李廣利の大宛遠征を契機として、敦煌が前進基地として急速に發展した。⁽³⁾この敦煌の地にも、まず軍隊による開拓、すなわち屯田が行われたと思われる。しかしそれを證明する資料はあまりない。かつて王國維氏が敦煌漢簡に見る天田について、塞上の屯墾を示すものと考えたが、これは賀昌羣氏らによって否定された。⁽⁵⁾また敦煌簡には居延簡に多く見られる田卒に關する記載が全く見られない。たゞ勞氏は敦煌簡に、屯田收穫の麻粟を戍卒が負歸することを記すものがあることを指摘しているが、そのほかでは、居延簡に、

1 延壽迺太初三年中、又以負馬田敦煌、延壽與父俱來田事已 三三・三三・三三(三頁)

という簡がある位のものである。これらから見ると、敦煌にも屯田は行われたが、それが盛大であったという證據はまことにとぼしいと思う。

ところが、太初三年(前一〇二年)には、さらに長城線を北に越えて、居延城が築かれた。⁽⁷⁾居延澤のほとりである。この居延の地が、當時西北地方の交通の要衝であったことは、すでに松田壽男氏の論證があり、またこの地が漢代において屯田の適地であったことは、森鹿三氏によって論證されている。⁽⁸⁾事實、居延漢簡を披見すれば、この地における屯田の盛大なさまが、よく窺われるのである。また、この居延屯田の成功の後、漢の國威が西域地方に延びるにつれて、その地方にも屯田が行われたのであるが、これらについては稿を改めて論じることにした。こういうわけで、屯田の史的展望については、わずかにその成立の事情を述べ、居延屯田に及んだにすぎないが、その中で、私が明かにしようとしたことは、

(1) 邊境への移民政策は、まず軍事上から注目され、内地の災害対策としての難民の移住、また流刑的強制移住が行われたこと。

(2) これらの邊地移民に永住性の強い農業開拓を行わせようとしたが、それは実際には困難で、主として牧畜が行われたこと。

(3) 軍隊の組織的労働力によってはじめ、屯戍田作が成功したこと。その最初は令居の地であり、その成功を基として、酒泉に、敦煌に、居延に、と次ぎつぎに行われて行ったこと。

などである。このような邊境屯田の成功の背後には、戦國以來の農業技術の發達、ことに灌漑工事の發達と農具の改良、耕作技術の發達があつたものと思われるが、居延屯田の場合についていえば、武帝の末年に、代田法が實施されたことが特に重要な意味をもっている。従つて次には、この代田法について、主として屯田との關連において述べてみたい。

二 代田法について

漢書食貨志下によれば、武帝の末年、趙過¹⁹⁾によつて唱導され、居延および邊郡の地に普及されたという代田法の特徴は、ほゞ次の如きものである。

- (1) 一畝に三本のみそ（みそ）を作り、一年ごとにみぞの位置を代える。これによつて代田とよばれること。
 - (2) 代田法は古法であり、周王朝の始祖の後稷にはじまること。
 - (3) 深耕して、幅・深さ共に一尺のみぞを作り、そこに種を播く耐旱耐風農法であること。
 - (4) みぞは、基準として畝（一畝は幅六尺、長さ六〇〇尺）の全長に及ぶ長いみぞにすること。
 - (5) 五頃を單位とする極めて廣い耕地と、耦犁などの便利精巧な田器と、二牛三人を使用する大農經營の農法であること。
- と。この五頃は、當時行われた新制による五頃で、周以來の舊制の十二夫（二二〇畝）にあたること。

(6) この代田法によれば、一歳の收穫は、縵田、すなわち代田法を行わない普通の畑よりも、毎畝一石以上の増収になること。

私は、かつて「汜勝之書について」²¹⁾という小論において、代田法に論及したことがあるが、それは主として區田法との關係を中心としたものであった。いま、前漢における屯田初期の歴史を考察したのちに、これとの關連において、ふたたび代田法を見ると、なお二三の論すべきものがあるようである。

その第一は、この農法が、單に内郡の大農富農のための農法であるばかりでなく、邊郡地方における屯田と密接な關係があつたものではないかということである。漢書食貨志には代田法を述べるはじめに「(董)仲舒死して後、功費いよいよ甚しくして天下虚耗し、人また相食む。武帝は、末年、征伐のことを悔い、すなわち丞相(田千秋)を封じて富民侯となし、詔を下していわく、方今の務めは、農を力むるにありと。趙過をもつて搜粟都尉となす。過、よく代田をつくる」とある。一見、屯田とは無關係のようであるが、上述したように、武帝時代に屯田が大々的に行われたのも、對匈奴戰の「功費いよいよ甚しくして天下虚耗し」たためであり、また關東の災害のため「人また相食む」窮民對策としての移民に、その端を發したものであった。とすれば、武帝の重農政策と屯田とは、その目的の一つであるといつてよいであろう。趙過の代田法は、この要請にこたえるものであつたのである。またこの農法が「風と旱とにたえる」農法であることも、華北の傳統的な旱地農法であるばかりでなく、それが西北邊郡の屯田に一層適應した農法であつたにちがいないと思う。また五頃に及ぶ大耕地を單位とする大農方式も、軍隊の組織力による屯田にこそ最も適した方式だといふことができよう。こう見ると、漢書食貨志に「また邊郡および居延城に教う。これより後、邊城・河東・弘農・三輔・太常の民、みな便ち代田す。力を用うること少くして穀を得ること多し」とある、邊郡・邊城などの語のもつ重みが十分理解されるのではあるまいか。當時屯田の最適地であつた居延において代田法が實施されたのは、決して偶然のことではなかつたのである。次に代田法における増收の問題について考えてみよう。漢書食貨志には、代田法によれば、「一歳の收は、常に縵田に

過ぐることに一石以上、善くするものはこれに倍す」とあるが、當時の縵田、すなわち普通一般の畑の收穫は、どれほどであつたか。淮南子主術訓には「一人耒を蹈みて耕すは、十畝にすぎず、中田の穫、卒歳の收は畝ごとに四石にすぎず」とあり、後漢書卷七九、仲長統傳には、「いま、肥饒の率を通じ、稼穡の入を計るに、畝ごとに三石を收めしむ」とある。また漢書溝洫志には、河水を引いて灌漑すれば、水邊の棄地でも田五千頃から穀二百萬石以上を得べし、という意味の番係の言葉があるが、これは灌漑によれば荒地すらも一畝四石以上の生産力があるということである。つまり漢代では、普通一般の畑の生産量は、一畝三石から四石であり、これに對して代田法を用うれば、一畝四石から五石ということになる。²²⁾

しかも注意すべきことは、この生産量は、戰國時代以來の生産力の進展の結果到達したものであつて、漢代においてはじめて急激な生産力の増強があつたためではないということである。漢書食貨志によると、戰國初期に、李悝が魏の文侯のために地力を盡すの教えを述べた言葉のうちに「いま、一夫、五口を挾んで田百畝を治む。歲收、畝ごとに一石半、粟百五十石となす」とある。これを直ちに前記の一畝三石乃至五石の收量と比較して、漢代には戰國時代の二倍三倍の増收となつたと見ることはできない。というのは、李悝の場合の一畝は、武帝時代の一畝と、その面積が等しくないからである。周代の制度では、一畝は幅一步(六尺)、長さ一〇〇步であつたものが、戰國から秦漢にかけて次第に民間の風習として畝の長さが延びて二四〇步となり、武帝時代に至つて、この一畝二四〇步制が法制化されたのである。²³⁾戰國初年の李悝の場合は、まだ周制によつたものと考えられるので、その生産量を漢代のそれと比較する場合には、二・四倍しなければならぬ。一五〇石を二・四倍すれば三六〇石であるから、武帝時代の新制の一畝について言えば、三・六石の生産量となる。これが戰國時代においてすでに到達していた生産力なのである。またここで漢代における最も低い生産力を示している鼂錯の説についても考えてみなければならぬ。漢書食貨志によれば、鼂錯の文帝に對する上奏のうちに「いま、農夫五口の家、その後服するもの二人を下らず。その能く耕すものも百畝に過ぎず。百畝の收は百石に過ぎず」とある。

宇都宮清吉氏もすでに述べておられるように、この文帝時代には、民間ではすでに一畝二四〇歩制が行われていたが、またそれが法制化されていなかったで、厳格な法家主義者である鼂錯は、この上奏において、あえて民間通用の習慣上の單位をさけ、なお嚴存する一畝一〇〇歩制を用いたものであろう。²⁴⁾従って、これを武帝時代の新制の一畝あたりの收量に直すと、二・四倍して二・四石を得る。三石には満たないが、その政治的意圖を考慮すれば、はなはだしい不都合はないと思う。

こう見てくると、漢代における農業生産力は、代田法をも含めて、それは戦國以來の生産力の發展の結果であつて、そこに特別の飛躍はなかったものと、私は思う。漢書食貨志には、代田法の内容をなす幅・長さ共に一尺の長いみぞをほる耐旱耐風農法が先秦以來の傳統的な農法であることが述べられているほか、犁を牛にひかせる農法が戦國以來のものであることも明かなことである。ただ代田法の名のもととく、一年ごとにみぞの位置を代えるということとは、なお詳かでないが、これとても先秦時代になかったとはいえないと思う。というのは、はじめに深くほられたみぞは、穀物の成長するにつれて土寄せされたのであるから、最後には、このみぞの部分が高くなり、もとのうねの方が、かえって低くなつていたのであらう。とすると、次にみぞ作りするときには、この低くなつているものうねの位置にみぞを作ることは決して不自然ではないからである。漢書食貨志が代田法について、「古法なり」と述べているのは、必ずしも尙古思想のみにもとづく表現ではなくて、先秦以來の農業技術史をふまえた含みの多い言葉として理解されるのではあるまいか。

以上のように考えてきて、いま私の到達した古代農法についての考えを要約すると、春秋戦國以來、各國において富國強兵策の一環として生産力の増強が推進された結果、灌漑工事が發達し、鐵製農具と牛耕が行われ、農業技術が急速に進歩した。これには李悝のような農事改良家たちの努力があつた。戦國時代には、こういう人々が西周以來の農稷の官の傳統をうけ、后稷を農業神と仰ぐ官僚派として、神農を農業神とする許行らの民間革新派と對立していたのである。²⁵⁾かくして戦國時代には、李悝の説くように、一畝一・五石、武帝時代の新制に直せば三・六石におよぶ生産力に到達した。しか

しそれは魏のような中央の文化の發達した地方や、秦のように商鞅の土地制度改革によって強力に増産獎勵の行われた地方のことであつて、全國的な平均ではなかつたであらう。さて、秦末の混亂のあとをうけ、漢初以來の民衆生活の安定につれて、生産は次第に恢復したが、各地の農業技術には、なおはなほだしい差があつたにちがいない。²⁶⁾全國的に生産をあげるためには、戰國以來發達した農法を普及する必要があつた。ここに趙過が登場したのである。彼が一介の官僚にすぎないか、農業の専門家であるかは明かではないが、農業技術の改良が一個人の力で突然成し遂げうるものでないことは明かであらう。こう考えてくると、私は、趙過の功績は、新農法の發明というよりは、武帝の要請に應えて、各地の農法を比較研究した結果、かれの採用した農法を「代田」と名づけて宣傳すると共に、それに必要な田器を當時の技術を總動員して、より精巧に、しかも大量に製作し、新農法の普及に努力した點にあると思うのである。しかも、それは内郡の土豪層の大農經營に役立つたばかりでなく、一方では居延などの西北邊境地方の屯田において強力に實施されたのである。私は以上のように考える。

しからば、代田法は居延において、如何に行われたか。居延漢簡は、この問いに十分答えてくれるであらうか。次にこの問題について考えてみなければならぬ。

三 居延漢簡中の代田について

居延出土漢簡によれば、まず第一に、代田倉の存在したことが知られる。²⁷⁾

- 2 入麩小石十四石五斗、始元二年十一月戊戌朔戊戌、第二亭長舒受代田倉、驗見、都丞延壽臨。二七三・三(三九頁)
- 3 十五石、始元二年十二月丁卯朔丁卯、第二亭長舒受代田倉、驗見、都丞臨。二九五・九(三三頁)
- 4 入麩小石十四石五斗、始元三年正月丁酉、第二亭長舒受代田倉、驗見。二四八・四七(三三頁)
- 5 入麩小石十五石□□、始元三年七月甲午朔甲午、第二亭長舒受代田倉、驗、都丞臨。五〇三・三(三三頁)

6 十一石六斗、始元三年十二月壬戌朔壬戌、通澤第二亭長舒受代田倉訖□。五七・三(三四頁)

7 入麩小石十二石 始元五年二月甲申朔丙戌、第二亭長舒受代田倉、驗見。二五・三(三六頁)

8 己丑朔、第二亭長舒受代田倉、驗粟、其六石以食小亭二人。五七・五(三四頁)

以上の諸簡は、いずれも、通澤の第二亭長の舒が代田倉より若干の穀を受け取り、これをその管理する倉に入れた記録である。簡の上文に「入麩」とあり、下文に「受」とあるのはそういう意味かと思う。麩とは王國維氏によれば、麩のことで、稂(不黏のきび)の一種である。²⁸⁾ また「驗見、都丞臨」とあるのは、都丞が驗證に立會ったことを示すものであり、その日付が多く月の朔日になっているのは、亭關係の人々の食糧は月のはじめに受取るきまりであったからであろう。これらの代田倉に關する記録がすべて第二亭長關係の簡においてのみ見られ、かつ第二亭長舒は序胡倉という別の倉から穀を受けている例もあるから、代田倉というのは、「代田法を行っている耕地の倉」というような普通名詞ではなく、おそらく一個の個有名詞であろう。當時居延附近においては、都尉のいる城はもちろん、候(看視所)や障(狼煙台)のような邊境警備の末端地域にまで、兵站倉庫が散布されていた。²⁹⁾ 漢簡に見える倉名としては、代田倉のほか、城倉、居延城倉、肩水倉、都倉、北部倉、北倉、序胡倉、吞遠倉、俄子倉、第廿三障倉などがある。これらの倉のうち、序胡倉以下はおそらく末端地域の倉で、代田倉もそういう倉のひとつであろうと思う。その置かれた位置はどの邊であろうか。はっきりしたことは、むろんわからないが、前掲の木簡につけられた番號から推定すると、カラホト(居延城)の南、ウランヅルベルジン(地灣城)の北、この兩者の中間の、ムヅルベルジン附近であるらしい。³⁰⁾ このあたりはエチナ川の流域の農耕の適地であるから、この流れに沿って屯田が行われ、幾つかの倉がこの地域に點綴しておかれた。さらにこれらの保護連絡のために候・障、あるいは亭が設置されていたのであろう。武帝の末年、代田法を實施するにあたって、まずこの地域が最適の地として選ばれたであろう。代田倉の名も、こうしてここに起ったものと思われる。

この代田倉には倉長がいて、穀その他の授受を管理していたらしい。

9 舒受代田長順、以食吏士四人、辛酉盡庚寅廿八日積百一十二人。^{三七六(三頁)}

舒とは前述の第二亭長のことであり、代田長順とは代田倉長の順(名)のことと考えられる。³¹⁾ たゞ漢簡には、城倉のような大きな倉には倉長や城倉令史などの役名がみられるが、代田倉のような末端の倉の場合は、わずかにこの不完全な一簡を見出しうるにすぎない。しかし末端の倉は、たといそれが候や隙と同じ場所にある場合でも、候・隙に附設されていたのではなく、倉長の下に獨立していたものと思う。それは、米田氏が既に指摘しているように、倉が候・隙に附設されていたならば、候・隙は倉を通じてその附近の耕作地も支配していたことになり、したがって隙卒の戌役の中、田作が重要な仕事の一つでなくてはならない。しかるに戌卒の仕事としては、野菜作り、菱作り、^{はしく}塹(日乾しレンガ)作りくらいよりほかあまりないのである。また當時は戌卒と田卒とは明確に區別されていたから、隙が耕作を管理していたならば「○○隙田卒某」と記された簡も當然多量にあったはずであるが、かかる簡は一枚も発見されていない。故に耕作地は隙に附屬したものでなく、隙卒は耕作しなかつたものと考えられる。³²⁾ しかれば耕作地や田卒はどこに屬したか、といえ、居延簡の

10 (上略)案屬丞始元二年戌田卒千五百人爲驛馬田官寫涇渠、迺正月己酉淮陽郡(下略) ^{五三・二七 三〇三・一五(三頁)}

によつて、田卒は農都府の管轄下にある田官に屬したと考えられよう。従つて大膽に想像をたくましくすれば、屯田は、代田法の實施や倉の管理を含めて、農都尉の管轄下において、田官や農令の指揮の下に經營されたもので、候・隙などの守備部隊とは別の系統をなしていたのではないかと³⁴⁾思う。

以上述べたように、居延漢簡に見られる代田倉の存在は、居延の地に代田が行われたという漢書食貨志の記述を實證するものと見て間違ひあるまいと思う。しかし、それ以上、代田法がどのくらい盛んに行われたか、立派な成績を収めたか、また代田法に不可欠のものというべき牛や精巧な田器が豊富に使用されていたか、などと考へてみると、居延漢簡は、それに對して何ほどのことも答へてくれないのである。まず牛についてみると、居延簡に

11 者以道次傳別、書到相牛、大司農調受簿編次、不辦者^{三六・三六(三頁)}

というのがあるが、これは勞幹氏によると、漢書食貨志に武帝末年の代田法實施後次第に牛の需用が増したが、民衆は牛が少いの³⁰⁾に苦しみ、雨の潤澤な地方に逃亡するものが少くないとあるが、この簡はこれと同様な状態にあった元帝・成帝時代に大司農の非調が詔をうけて邊郡までも牛を調査記録させたことを示すものであるという。³⁵⁾しからは實際に居延地方に牛が多くいたか、という³⁶⁾と、居延簡には、

12 □牛車名籍 四・三(五〇〇頁)

13 出菱八十束 以食官牛 三・二(三三頁)

14 買馬牛持刀劍 二・二(九七頁)

15 候長、饒得廣昌里、公乘、禮忠、年卅

小奴二人直三萬 用馬五匹直二萬 宅一區萬

大婢一人二萬 牛車二兩直四千 田五頃五萬

軺車一乘直萬 服牛二六千 ●凡貨直十五萬 三七(四五頁)

妻妻 宅一區直三千 妻一人

子男一人 田五十畝直五千 子男二人

男同產二人 用牛二直五千 子女二人

女同產二人 男同產二人

女同產二人 二(四六頁)

16 二壩際長、居延西道里、公乘、徐宗、年五十

などがある。これによると、牛の賣買が行われ、また候長・際長が個人でそれぞれ二匹の牛をもっていたくらいであるから、この地方に牛は相當多數いたということもできよう。また16の用牛二は、田五十畝に對してはたしかに過剰な感じがするが、³⁰⁾ともかくこれは耕作作用であろう。しかし12から15までの簡の牛は、それが耕作作用かどうか疑わしいように思われ

る。牛車とあり、服牛とあるのは、それが車をひく牛であることを示している。官牛とあるものなども耕作というよりは牛車用ではないかと思われる。しかしともかく居延地方には牛が相當いたと見てさしつかえはないように思う。なおここで15の簡についての思いつきを述べておきたい。この簡は、財産税に關する簿錄(算簿)の一片であるが、その財産として、田五頃と奴婢三人と服牛二を含んでいる。これはあたかも、上述の代田經營の基本的な型が五頃の耕地と耦犁・二牛・三人を用いるというのと、まことによく符合する。一體これは全くの偶然であろうか。この簡について陳槃氏は奴婢の價格を何の俾りもなく記載しているから、これは恐らく王莽の奴婢賣買禁止以前のものであらうといい、平中荅次氏は、この簡に記すところの課税対象と覺しき物件は、武帝の定めた税制規定に記すものと殆ど合致しているから、もしこれを最も早い時期に溯らせるとすれば、武帝時代のものであることも可能であらうという。私は先きの代田法との一致が偶然でないとするれば、この簡は武帝の末年代田法施行當時のものではないかと思う。當時軍隊の屯田に代田法が行われた一方、軍官の職にあるものにも五頃の田と奴婢や牛を與えて代田法を行わせたものではあるまいか。もっとも三人の奴婢は小奴二人と大婢一人であるから、耦犁・二牛を使用するにはたしかに十分ではない。しかし候長の家族はこの簡には記載がない上に、居延漢簡には雇傭勞働が行われていた例もあるから、必ずしも小奴二人・大婢一人のみが勞働力のすべてであると考ええるには及ばないと思う。また服牛二は牛車二兩や、昭車一乘と關係があるにちがいないが、しかし牛車用の牛も耕作に使用しうるはずである。こう考えてくると、さきの一致も全くの偶然ではないように思われるが、どうであらうか。ひとつの思い付きとして述べておく。

牛については、以上述べたように、必ずしも耕作用ではないが、居延地方にも相當いたものと考えられるが、最も困るのは田器の問題である。というのは、代田法實施に是非とも必要な耦犁、或いは犁について、居延漢簡には何らの記録も見出すことができないからである。⁴¹⁾ しかれば居延においては代田法は實際には行われなかったのか、代田倉の存在も、名目的なもので代田實施の證據にはならないのではないか。そういう疑問がおこるかも知れない。ところが、さらに驚いた

ことには、居延漢簡中には、一般の屯田に必要な、ごくありふれた農具、たとえば、鎌・鋤・鍬なども見られないのである。例えば、

17 出罽錢萬五千 給吞遠倉 十月丙戌、吞遠候史彭受令史(下略) 一三・二三(三九頁)

18 更錢五千具 從農田具 二五・二六(二八頁)

19 攻礪不能任、屢蒙 三・七(三八頁)

20 銅銚一直五十 二〇・三二(六七頁)

21 鐵鉏耨若干 其若干弊絕可繼 四二・三六(四三頁)

の如き諸簡において、まず17の罽錢についてみると、詩經臣工篇の「乃ちの錢と罽をそなへ」という句の場合はいずれも小さなかまを意味するが、この簡の場合、これをかまとすると、萬五千も吞遠倉という末端の一倉に與えたというのがうなずけない。そこでこれは「出賦錢」の誤りではないかという疑いがおこるのである。18の場合は、農田具の文字もあり、錢を農具と解することもできようが、漢代において、錢の字が詩經時代そのままに農具を意味する場合があったかどうか、これも疑わしいと思う。⁴²⁾ 19の礪は説文に「鑿は大鋤なり」とある鑿と同じものと見られる。淮南子精神訓には「今それ繇者は鑿耨を掲げ籠土を負い」とあるから、これが漢代普通の農具には間違いないが、たゞこの簡は手紙の一節であり、慣用句と思われるから、必ずしもこの農具が居延地方にあったという證據にはならないと思う。20の銚は、説文に「溫器なり、金に従う兆の聲。一に曰く、田器なり」とあるから田器と見られなくもないが、この場合は銅製であるから酒などを溫める銚子とみる方がよいように思われる。21の鉏は鋤と同字で、長柄のくわであり、さらに鐵鉏といえは農具かと思われるが、次の耨の字から判斷すると居延簡中にしばしば見える耨耨の誤りではないかと思う。耨耨は耨である。⁴⁴⁾ このように居延簡中には農具かと思われる文字は散見しないこともないが、いずれも確實なものではない。居延簡中にはまた耨や斧も見られるが、これも農具というよりは、勞榦氏がいうように守禦器と見るべきものである。⁴⁵⁾ このように見てくると、

居延の屯田では、どんな農具で耕田し、收穫したのか、全く不明というほかはない。しかしこれによって居延における屯田の存在までも疑うわけにはゆくまい。同様のことが代田についても言えるのではないかと思う。屯田や代田に關する資料は、これまでのところ十分ではないが、今後發見される可能性はあるものと思う。

居延漢簡中の代田に關する資料は、以上述べた通りで、代田の存在を示すものとしては、わずかに代田倉というものがあつたことを知り得たにすぎず、代田經營の實際については全く不明というほかはない。従つて居延において代田法が盛んに行われたか、またその成績は如何、というような問題については、全く未解決というほかはない。ただ勞氏はこの問題についても、ひとつの解答をあたえてゐる。それは、

22 ●右第二長官二處田六十五畝⁴⁷⁾ 租廿六石⁴⁸⁾ 言三・七(三頁)

という簡について、趙充國の屯田策では、一人に二十畝を賦與するところがあるが、この比例によれば六十五畝は三人に賦與することができる。また食貨志によれば一人一月の食糧は一石半であるから、三人一年に必要な粟は五十四石である。これに租粟二十六石を加えれば、六十畝の年收は八十石となる。つまり一畝の收穫は粟一石三斗である。これは李悝の説く「歲收、畝ごとに一石半」というのと近い。おもうに塞上一般の農法はいささか粗放だったのである。食貨志には、居延において代田を試みたところがあるが、それはわずかに居延城に行われただけで、屯田の士卒はその法を用いなかったのかも知れない、と述べてゐる。⁴⁸⁾この勞氏の年收八十石という計算は疑わしい。かりに勞氏の言うように、六十五畝が三人に賦與されたとしても、その收穫が三人の食糧と租粟の合計以上になかったという證據はないからである。もしこの六十五畝を五人家族の一家に賦與され、その收穫がこの一家の生計をまかなつたとすればどうか。これに類した假定はいくらでも可能であらう。要するにこの一簡から收穫量を推定することは不可能だとわたしは考える。従つて、代田法は居延城でわずかに行われたのみで、士卒はその法を用いなかったであらうという推論も疑わしい。もちろん代田法というものは、五頃という廣大な耕地を基準とする大農法であるから、一般士卒にそのまゝ行われなかつたらうことは明かであるが、しかし

代田法の説く深耕と一年ごとに處を代えるというやり方は、小田においても、また牛がなくても、行いうるものであり、次第に普及したものであると思う。そういう試みのちに生れたのが、わたしがかつて汜勝之書中の農法を分析した結果、溝種法と名付けた一法であろうと思う。⁴⁹⁾ただこの簡において注意すべきことは、一畝の收租が四斗であるということである。居延漢簡考釋釋文之部の二五一頁に、

23 率取四斗 一八・三三

24 租十六石 一八・三三

という二簡が並録されているが、その番號からこれらを一連の簡と見れば、十六石の租粟の率がやはり四斗であったことを示すものであろう。⁵⁰⁾これは偶然の一致であろうか。いささか大膽な推定をすれば、地租を收穫の多寡と關係なく一畝四斗という便法が行われていたのではあるまいか。

四　　む　　す　　び

最後に、以上述べたところを要約しておこう。

漢の武帝時代、西方貿易路の開拓のためには、是非とも匈奴を討伐して、その地に軍隊を駐屯させておく必要があった。しかしその補給ははなはだ困難であったから、その一部なりと、現地補給をはからねばならなかった。そこで案出されたのが軍隊による屯田である。漢民族による邊地の開拓は周代にはじまる移民實邊策にその起源をもつが、民衆の力のみをもつてしては非常に困難で、成功しなかった。漢代においてもその事情は同様であった。そこで武帝時代に至ってはじめて、軍隊の豊富な、組織された勞働力を利用する屯田が行われ、これがみごとに成功したのである。ことに居延の屯田では趙過の唱導した代田法が實施された。代田法について、わたしは前には、それが大農經營的であることを指摘したにすぎなかったが、今回は、趙過の代田法唱導の歴史的背景には國內の大土地所有者へ呼びかけて生産増加を計らせる目的だ

けでなく、屯田を成功させねばならないという當時の要請があったことを知った。漢書食貨志の代田の記述中、居延のほか邊城や邊郡に代田が行われたとある點に注意せねばならない。そして居延においては、食貨志の記述を裏書きするように、その地から出土した漢代木簡の中には「代田倉」の名が見出されるのである。しかしそれがどのように實施されていたかということは、いろいろ考えてみたが、残念ながらよくわからない。すべては今後の研究にまたねばならないのである。

(一九五五・五・八)

註

- ①居延漢簡の一般的性質については、森鹿三「居延漢簡研究序説」東洋史研究十二卷三號を見られたい。
- ②清水泰次「漢代の屯田」東亞經濟研究十四卷三・四號。
- ③清水博士前掲論文。
- ④この時の移民の生業については、晁錯の上奏に「田器を具えしめる」とあるから、農業を行ったことは明かであるが、錯の後の上奏中には「種樹畜長」の句があり、畜長を「六畜」とする説と、「畜積長茂」と解する二説がある(漢書補註と通鑑の胡三省注参照)。史記李牧傳によると、代・雁門地方の漢人の民衆は牧畜をしていたと思われるから、農業のほかは牧畜も併せ行っていたとみるのがよいと思う。
- ⑤漢書景帝紀。
- ⑥漢書武帝紀では、このことを元狩四年(前一一九)冬にかけ、「有司言關東貧民徙隴西・北地・西河・上郡・會稽、凡七十二萬五千口、縣官衣食振業」という。ここに會稽郡をもあげているのは、食貨志や匈奴傳と異なる點であるが、王先謙はその補註において、その是非はわからないと述べている。
- ⑦加藤繁博士は、史記平準書の譯註(岩波文庫本)において、この「産業」の註に「田園を謂う」と述べている。この註は平準書の場合には當てはまるが、漢書張安世傳(卷五九、附張湯傳)の「家童七百人、皆有手技作事、內治産業、累積纖微」という場合には當てはまらないと思う。
- ⑧流刑的移民については、漢書武帝紀の元狩五年(前一一八)の條に「徙天下姦猾吏民於邊」とある。
- ⑨日比野丈夫「河西四郡の成立について」京大人文科學研究所創立廿五週年記念論文集。なお、この河西郡は元封年間に至って張掖郡と改名された。また昭帝始元二年(前八五)には、この地に屯田している。
- ⑩例えば平準書によると、元狩四年(前一一九)、衛青・霍去病の出撃により「首虜を得ること八九萬級、貴賜五十萬餘、漢の軍馬の死するもの十餘萬匹。轉漕・車甲の費は與らず。この時、財とぼしくして戰士すこぶる祿を得ず」ために孔僅・東郭咸陽に命じて塩鐵の統制を行わしめ、またきびしい告緡の令を出している。
- ⑪日比野氏前掲論文。

⑫六十萬は、あるいは六七萬の誤寫かも知れない。七と十とは古くは殊に誤りやすい字形である。

⑬敦煌郡の設置は天漢年間であらうといわれているが(日比野氏前掲論文)、基地としての發展は、それ以前にあったものと思う。

⑭「流沙墜簡」屯戍叢殘考釋、戍役類。

⑮賀昌羣「流沙墜簡校補」北平圖書館々刊八卷五期。羽田明「天田辨疑」東洋史研究一卷六號。勞幹「居延漢簡考釋」考證之部卷一。⑯勞氏「考證之部」卷二。

⑰漢書武帝紀、太初三年の條に「夏……强弩都尉路博德築居延」とある。路博德が築いた當時は、遮虜障と呼ばれたが、後にこの地に屯田が行われ、縣がおかれるに及んで居延城とよばれるようになったのである。

⑱松田壽男「居延と白亭」和田博士還曆記念東洋史論叢。同「東西交通史における居延についての考」東方學論集第一。森氏前掲論文。⑲この時、丞相田千秋を富民侯としたが、田氏が丞相となったのは、漢書百官公卿表によれば、征和四年(前八九)である。従ってここに末年というのは、この年以後のことである。通鑑は征和四年のこととしている。

⑳一尺の深さにみぞを作るといふのは、實際には五寸の深さに掘り、その土を傍らにもり上げ、出來上り一尺のみぞになることであろう。㉑東方學報 京都第十五册第三分。

㉒この一畝三石乃至五石という生産量は、日本の段當り收量に直せばどの位か。新制の一畝は、わが國の約〇・四五段に當り、三石はわが國に約三斗に當るから、反當り約六斗六升となる。篠田統博士の示教によれば、わが國ではあは上田には植えな

いが、その反當收量は、大正八年から昭和十年に至る間の最高は一・三四三石、最低は〇・八五二石、十三年間の平均は一・二一六石である。(富民協會編「日本農業年鑑」及び第十二次農林省統計による)代田法により一畝五石の收獲があるとすれば、それは反當り一石一斗にもなるので、果して漢代にこのような高い收獲があつたかどうか疑問に思われる。そこで私ははなはだ常識的だが、常田では一畝三石、代田法や灌漑などによる上田で四石の生産量と見たいのである。

㉓宇都宮清吉「僅約研究」名古屋大學文學部論集五史學二、また「漢代社會經濟史研究」所收。

㉔宇都宮氏前掲論文。李愷の場合も量錯の場合も、一夫百畝を單位としていることは、それが周制に基くことを示している。

㉕拙稿「神農と農家者流」羽田博士還曆記念東洋史論叢。なお趙過の代田法が后稷にはじまると説かれる點に注意されたい。

㉖後漢書卷一〇六、王景傳に「明年遷廬江太守、先是百姓不知牛耕、致地力有餘而食常不足、(中略)景乃驅率吏民修起蕪廢、教用犁耕、由是墾闢倍多、境內豐給」とある。廬江は今の安徽省の地である。

㉗勞幹「居延漢簡考釋・釋文之部」一九四九年新版による。句讀點は筆者が附けたものである。㉘「流沙墜簡」戍役類。

㉙米田賢次郎「漢代の邊境組織」東洋史研究十二卷三號。

㉚ムツルベルジンは四千點にも及ぶ多數の木簡を出土した地であるが、賀昌羣「烽燧考」(北京大學四十週年記念論文集乙編上)に引用されている、この地から出土した簡の番號は四から二八六まで、および四八二から五七八までを含んでいる。上掲木簡

の番號の中、二九五の一簡のみを除いて、一四八・二七三・二七五・五三四・五五七は、すべてこの中にふくまれる。このことは森鹿三氏の示教による。なおこの地の地望については、東洋史研究十二卷三號所載の「エチナ河流域圖」および本號一五八頁の日比野氏所記の勞榦氏の談話を見られたい。

③① 米田氏前掲論文。ただし、これには類似の簡がないため、やや疑問が残る。「代田長順」は、2以下の簡のように、「代田倉驗」かも知れない。しかし今は勞氏の釋文に信頼して論を進める。

③② 米田氏前掲論文。

③③ 農令については次のような簡がある。

候農令督蓬蔭士吏、遠^四五・六・云（八三頁）

守農令趙入田冊取禾 志・四（三五頁）

③④ 屯田は田官や農令の指揮下に、倉を中心として經營されたのではないかという疑いがある。それは後文にあげる居延漢簡17に「縛錢萬五千を出して、吞遠倉に給す」とある縛錢を農具あるいは農具を買う錢と見れば、それを支給された吞遠倉は屯田をしていたことになるからである。しかしこの簡をこう解することに疑問のあることは後に述べる通りである。

③⑤ 勞氏「考證之部」卷一。この事はまた漢書昭帝紀元鳳三年（前七八）に「邊郡受牛者勿收責」（應劭注。武帝始開三邊、徙民屯田、皆與犁牛、後丞相御史復開有所請、今敕自上所賜與勿收責、丞相所請乃令其顧稅耳）とあることと關係があると思う。

③⑥ 宇都宮氏は前掲論文において、「牛二匹は五〇畝の田を耕作するにとしては過剰である。おそらく貸貸するのでなければ、家族がそれを利用して、他の地主の田土を耕作し、小作うけとりを

かせいだであらう」と述べている。

③⑦ 平中荅次「居延漢簡と漢代の財産税」立命館大學人文科學研究所紀要第一號。③⑧ 陳槃「由漢簡中之軍吏名籍說起」大陸雜誌二卷八期。平中氏前掲論文。③⑨ 小奴は、平中氏によれば、大奴に對するもので、十四歳以下の少年奴隸である。

④⑩ 居延漢簡中にみられる雇傭については、勞氏に考證がある。

「考證之部」卷一、および「漢簡中の河西經濟生活」中央研究院歷史語言研究所集刊第九本、「漢代的雇傭制度」集刊二十三本傅斯年先生記念論文集上冊。

④⑪ 「流沙墜簡」簿書類三八には、「（上缺）□因主簿奉謹遣大侯究犁與牛詣營下受試」という蒲昌海北方出土の簡がある。これが漢代のものであれば、居延ではなくとも西北地方に犁と牛とが共に存在した證據になるのだが、この簡は王國維によれば魏末から前涼に至る時代のものであるという。

④⑫ 說文には、錢について「銚也、古者田器」とある。

④⑬ 勞氏「釋文之部」はこれを信札類に分類している。

④⑭ 勞氏「考證之部」卷二。

④⑮ 同上。なお籖などの備品には、釜・磴などの食事用品のほかは守禦器などだけで、耕作用具がないということは、前述の際には田作をしなかったという米田氏説の裏付けになるのではないかと思う。④⑯ 「畝」の字は、「釋文之部」では「取」になっているが、「考證」の引用に従って畝と改めた。

④⑰ 漢書卷六九、趙充國傳。④⑱ 勞氏「考證之部」卷二。

④⑲ 拙稿「泥勝之書について」⑤⑰ 23簡の「取」も22簡の場合のように、畝と讀めるならば、問題は一層はつきりすると思う。

T'un-t'ien (屯田) and Tai-t'ien (代田)

R. Ōshima

Wu-ti (武帝) of Han dynasty intended to quarter the armies along the trade road which ran through the areas of the Hsiung-nu (匈奴). But the recruitment of the army in the far-off countries was so difficult that the settlement of the soldiers on the soil was deliberately made by the order from the East. This is the t'un-t'ien, which originated far back into the Chou (周) era. But the success of the quartersystem of the Han era was rendered by the ample labour force of the army.

Especially in the district of Chü-yen (居延), the tai-t'ien method was introduced, which Chao-kuo (趙過) urgently proposed. The tai-t'ien method is characterized by the great land-ownership which utilized the oxen-driven plough-teams.